

# 令和8年度コンベンション参加者滞在促進プログラム開発業務 公募型企画競争 提案説明書

## 1 業務名

令和8年度コンベンション参加者滞在促進プログラム開発業務（公募型企画競争）

## 2 事業の目的

近年、国内外の都市間におけるMICEの誘致競争が激化するなか、本市が継続して開催地に選定されるためには、地域の強みや資源を活かした独自のコンテンツを造成し、都市のブランド力を向上させることが不可欠である。さらに、一般観光客に比して滞在期間が長く、消費単価が高いMICE参加者の滞在日数延長や消費拡大に寄与する取組は、本市の経済波及効果を最大化するうえで極めて有効な施策となる。

本業務は、札幌市内で開催されるコンベンションの参加者に対し、通常の観光では味わえない希少性や新規性の高い特別プログラムを開発・提供することで、宿泊を伴う滞在期間の延長を強力に促す実証実験を行うものである。

「プラス1泊」の動機付けとなる魅力的な体験メニューを創出・実施し、その効果を検証することで、地域経済への貢献とMICE開催地としての札幌のブランド力向上、さらには将来的な誘致競争力の強化を目指すことを目的とする。

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月19日（金）までとする。

## 4 提案上限額

本業務の上限は3,993,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

## 5 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり。ただし、仕様書の内容は現時点における予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

## 6 企画提案を求める事項

以下のとおり、業務内容を実施するにあたっての具体的な企画提案を行うこと。

### (1) 対象とするコンベンションの選定及び調整

- ・業務目的の達成に高い効果が期待できるコンベンションを選定し、その選定理由（開催規模、参加者の属性、滞在促進の可能性等）を具体的に示すこと。
- ・選定したコンベンションの主催者および関係機関との現在の調整状況、ならびに今後の連携体制について記載すること。

### (2) 特別体験メニューの提案

- ・ターゲットとする参加者層に合わせた具体的なコンセプト、行程、訪問先、体験メニュー、定員設定の考え方を示すこと。
- ・一般的な観光ツアーでは体験できない「特別感の高いプログラム」をどのよ

うに創出するか、また「札幌ならでは」の地域資源（自然、歴史、文化、人物等）や札幌にゆかりのある人物を活用するもの、かつ、市民（講師、ボランティア等）や市内事業者の参画をどのようにプログラムに盛り込むのか、具体的に示すこと。

- ・コンベンションの開催日程に対し、どのようなタイミング（前日、最終日等）で実施し、それが宿泊数や滞在時間の増加にどう直結するかを具体的に示すこと。
  - ・外国人参加者向けの案内や運営をどのように担保するか示すこと。
- (3) 業務実施体制及び安全管理
- ・特別体験メニューの提供を十分に提供できる実施・運営計画を整え、本業務を円滑に遂行するための組織体制（総括責任者、担当者、協力会社等）および各担当者の役割分担を明記すること。
  - ・参加者の安全確保、事故発生時の対応体制、および賠償責任保険等の加入計画について記載すること。
- (4) 効果測定 of 工夫
- ・事業の効果を適切に測るためのアンケート項目や、滞在日数、消費額の計測方法、および効果検証の手法について提案すること。
  - ・参加者へのアンケート調査を漏れなく実施できるような工夫を示すこと。
  - ・本事業の結果を、今後の札幌市のMICE誘致や開催支援にどのように活かすか、汎用的な活用手法や将来的な展開に向けた考え方を記載すること。
- (5) 見積の妥当性
- ・業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。なお、宿泊及び飲食に係る経費は本業務の契約金額から捻出しないこと。

## 7 参加資格要件

次に掲げるすべてを満たし、かつ、本業務を効果的に実施できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「広告業」に登録されていること。なお、バス等での移動や宿泊を伴う提案を行う場合は、旅行業登録をしておき、かつ、同名簿の中分類「運輸・通信業」に登録されていること。
- (6) 市区町村税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

## 8 参加手続きに関する事項

### (1) スケジュール

企画提案の公募開始	令和8年4月21日（火）
質問書の提出期限	令和8年5月8日（金）12時00分必着
参加申込書の提出期限	令和8年5月15日（金）15時00分必着
企画提案書の提出期限	令和8年5月28日（木）15時00分必着
選定委員会（プレゼンテーション）	令和8年6月5日（金）（予定）
提案者への選定結果の通知	令和8年6月上旬
契約締結	令和8年6月中旬

### (2) 質問書の提出及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問書の提出期限までに、所定の書面（様式1）に要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信するものとする。

#### ア 質問書の提出期限

令和8年5月8日（金）12時00分まで

#### イ 質問に対する回答

質問への回答は、文書により質問書の提出者に回答の上、令和8年5月11日（月）17時15分までにホームページで公開する。

#### ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※ メールタイトルは「（団体名）【令和8年度 コンベンション参加者滞在促進プログラム開発業務】質問書」とすること。

### (3) 参加申込書の提出

下記申込書類を令和8年5月15日（金）15時00分必着で、持参または郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）により提出してください。なお、電子メール、FAXでは受付いたしません。

#### ア 参加申込書（様式2） 1部

#### イ 競争入札参加資格認定通知書 1部

### (4) 企画提案書等の提出

下記提案書類を令和8年5月28日（木）15時00分必着で、持参または郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）により提出してください。なお、FAXでは受付いたしません。

#### ア 企画提案書（様式自由、A4、両面印刷、5枚以内）

（ア）表紙に提案者の団体名を記載したもの 2部

（イ）提案者の団体名称が記載されていないもの 8部

#### イ 参考見積書（様式自由、A4縦、両面印刷。経費の内訳を記載、消費税相当額も明示すること。）

（ア）表紙に提案者の団体名称を記載したもの 2部

（イ）提案者の団体名称が記載されていないもの 8部

#### ウ 上記ア及びイのPDFデータ（原則メールによる提出） 1部

### (5) 留意事項

ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

イ 提出された書類については返却しない。

ウ 期限後の提出、内容の変更・追加及び再提出は認めない。

エ 審査の公正を期すため、企画提案書には、上記8(4)ア(ア)及びイ(ア)に定める場合を除き、会社名、住所、ロゴマークなど企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。

## 9 契約候補者の選定方法

本企画競争において、企画提案の内容は、「令和8年度 コンベンション参加者滞在促進プログラム開発業務公募型企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置して評価する。

評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が提案者に対するヒアリングを行い、最も高い評価を得た提案者を選定し、もって契約候補者とする。

ただし、審査の結果、提案者全てが最低基準点（総評価点の6割）に達しない場合、契約候補者を決せず、再度提案を募集することがある。

### (1) 参加資格の審査及び結果の通知

「7 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加団体に通知する。

### (2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
対象とするコンベンションの選定及び調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定されたコンベンションは、開催規模や参加者属性（海外・道外比率等）は妥当か。</li> <li>・主催者や関係機関との調整状況が具体的であり、事業を円滑に実施するための協力体制が確実に構築されているか。</li> </ul>	15
特別体験メニューの提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターゲット層のニーズを的確に捉えたコンセプトか。また、一般的な観光にない「札幌の地域資源」や「市民・市内事業者の参画」を活かした独自性の高い内容となっているか。</li> </ul>	15
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラムの実施タイミングや行程等が、参加者の滞在促進につながる設計となっているか。</li> </ul>	15
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外参加者の満足度を高めるための具体的な配慮（通訳、翻訳資料、日本文化の解説等）はあるか。</li> </ul>	10
業務実施体制及び安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役割分担が明確であり、不測の事態（事故・体調不良等）への対応も含め、本業務を遅滞なく遂行できる専門性と人員体制を備えているか。</li> <li>・保険加入計画が具体的であり、参加者の安全が十分に担保されているか。</li> </ul>	20
効果測定の手工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費額や滞在日数を精度高く計測するための手法が具体的か。また、アンケート回収率を高めるための実効性のある工夫がなされているか。</li> <li>・事業結果を分析し、今後の札幌市におけるMICE開催前後のモデルケースとして活用できるような、発展的な視点が含まれているか。</li> </ul>	15
見積の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各業務工程に対する積算根拠が明確であり、予算の範囲内で費用対効果の高い提案となっているか。</li> <li>・コンテンツの質を高めるための費用に適切に配分されているか。</li> </ul>	10

(3) 実施委員会によるヒアリングの実施

別に期日を定め、提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、25分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行うものとする。

ウ ヒアリングにあたっては、資料等を含め提案者名の商号等を伏せて匿名で行いますので留意願います。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 提案者が一者となった場合、前述の最低基準点（総評価点の6割）を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

10 契約

公募型企画競争により選定された契約候補者と本市の間で協議が整った場合に、随意契約により所定の手続きを経た上で、当該業務の契約を締結するものとする。ただし、協議の中で企画提案内容の一部を変更する可能性がある。

また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。

11 契約後の支払方法

支払については、業務完了の検査終了後（委託業務終了後）とする。

12 参加資格の喪失

本企画競争において、提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消す。

(1) 提案者が参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

(1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかったもの

(2) 審査の公平性を害する行為をおこなったもの

(3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しないもの

14 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。なお、提出された企画提案は非公開とするが、契約候補者以外の提案内容のうち、札幌市における今後の業務の参考となるものがあつた場合は、札幌市から提案者に対し、協議を求めることがある。
- (2) 提案者は、実施委員会が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案内容を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合、札幌市はあらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案内容の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。